

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………
- ……………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）…
- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

告示

●東京都告示第九百四十六号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年九月九日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 武蔵野市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和六年十月九日から同年十一月五日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関 の名称

東京都告示第九百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等をおり告示し、縦覧に供する。

令和六年九月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区市谷本村町四十二番一の一部、令和六年八月二
同番十六、市谷佐内町十二番二から 十二日
同番四まで及び十三番から二十番ま
で

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

東京都告示第九百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等をおり告示し、縦覧に供する。

令和六年九月九日

東京都知事 小 池 百合子

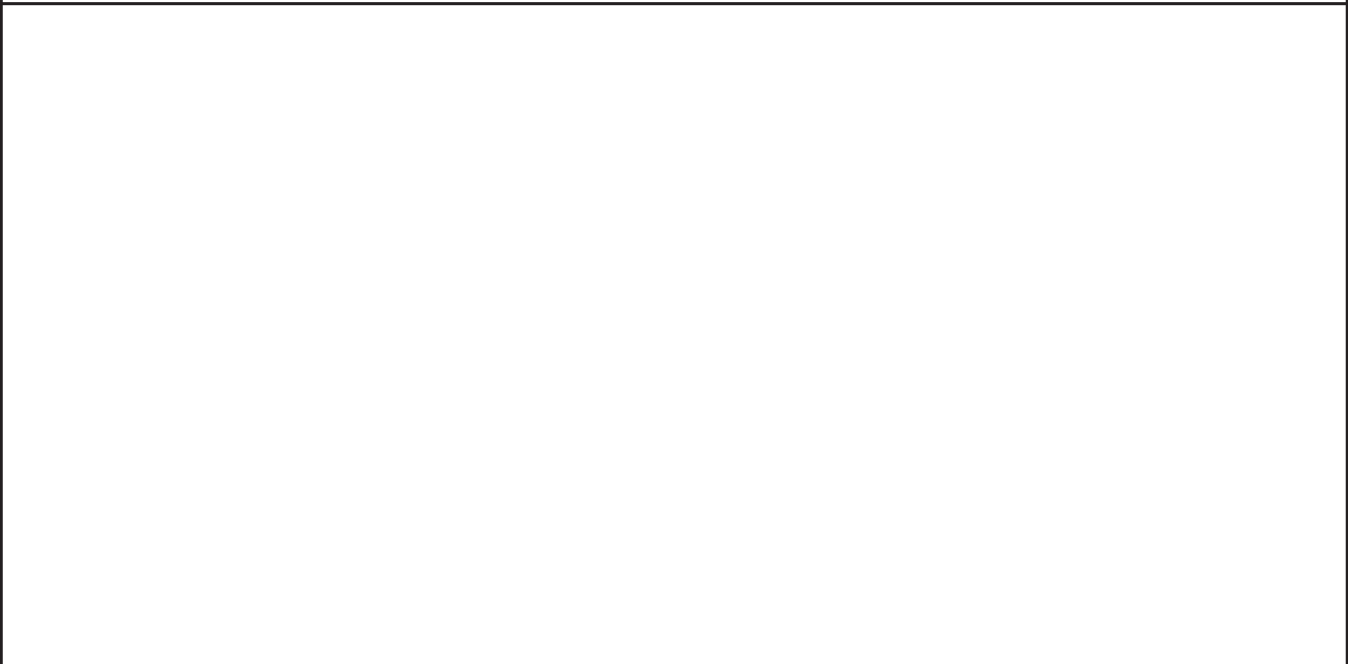
一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小笠原村父島字奥村二十一番一から 令和六年八月二
同番六まで、同番七の一部、二十二 十二日
番一、同番二、同番五の一部、同番
六、同番八、同番十及び同番十一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号

郵便番号
101-0051